

橋本市告示第 73 号

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示
を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱(令和元年橋本市告示第 69 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この告示は、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び橋本創生総合戦略に基づき、橋本市(以下「市」という。)内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県と共同して行う移住支援事業において東京圏から移住した者が一定の要件を満たした場合に、当該者に対し予算の範囲内において移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、当該移住支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、<u>起業支援事業</u>、<u>移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領</u>(令和元年 6 月 5 日施行。以下「県実施要領」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第 3 条 移住支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の第 1 号の要件及び第 2 号から第 4 号までのいずれかの要件並びに第 5 号の要件(次条第 2 号に掲げる場合に該当するときに限る。)を満たす者とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。</p> <p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ただし、東京圏に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者(ただし、<u>雇用保険の被保険者としての就職に限る。</u>)については、<u>就業年度を上限(ただし、高等専門学校は 2 年を上限とする。)</u>として当該通学した期間を次の(ア)及び(イ)に規定する通勤の期間に含めることができるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この告示は、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び橋本創生総合戦略に基づき、橋本市(以下「市」という。)内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県と共同して行う移住支援事業において東京圏から移住した者が一定の要件を満たした場合に、当該者に対し予算の範囲内において移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、当該移住支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、<u>起業支援事業及び移住支援事業</u>の実施要領(令和元年 6 月 5 日施行。以下「県実施要領」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第 3 条 移住支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の第 1 号の要件及び第 2 号から第 4 号までのいずれかの要件並びに第 5 号の要件(次条第 2 号に掲げる場合に該当するときに限る。)を満たす者とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。</p> <p>ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ただし、東京圏に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、当該通学した期間を次の(ア)及び(イ)に規定する通勤の期間に含めることができるものとする。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p>

<p>イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 就業に関する要件 次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める条件に該当すること。</p> <p>ア 一般の場合(イに該当しない場合) 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 就業先が、和歌山県が移住支援金の対象として和歌山県マッチング支援事業におけるウェブサイト「<u>はたらコーデわかやま</u>」(以下「マッチングサイト」という。)に掲載している求人を行う法人等であること。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p><u>(ア) 令和元年7月1日以降に移住したこと。</u></p> <p><u>(イ)・(ウ) 略</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 就業に関する要件 次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める条件に該当すること。</p> <p>ア 一般の場合(イに該当しない場合) 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 就業先が、和歌山県が移住支援金の対象として和歌山県マッチング支援事業における和歌山県就活支援サイト(以下「マッチングサイト」という。)に掲載している求人を行う法人等であること。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p>
--	--

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。